

島根県文化財保護審議会次第

日時:令和5年10月13日(金)

13:30~15:30

場所:サンラポーむらくも
瑞雲の間

開 会

議 事

【報告事項】(公開)

報告事項1 第1回審議会での質問事項への回答

報告事項2 旧海軍大社基地関連施設群に係る報告

- 1 旧海軍大社基地関連施設群 全体の概要
- 2 旧海軍大社基地関連施設群(主滑走路跡地)の経緯
- 3 取扱いに係る島根県の考え方

閉 会

公開用

島根県文化財保護審議会

資料

日時:令和5年10月13日(金)
13:30~15:30

場所:サンラポーむらくも 瑞雲の間
(松江市殿町369番地)

島根県教育委員会

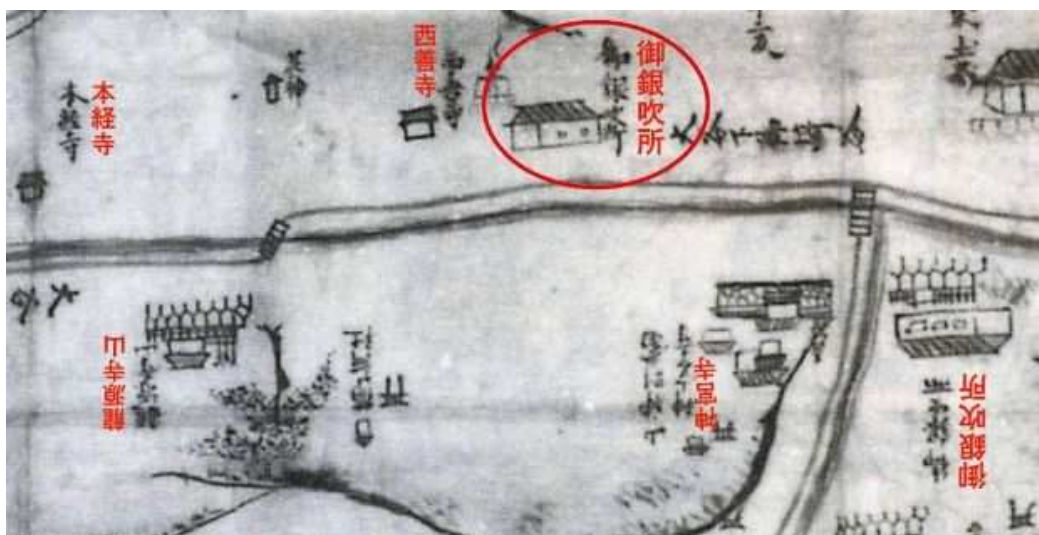
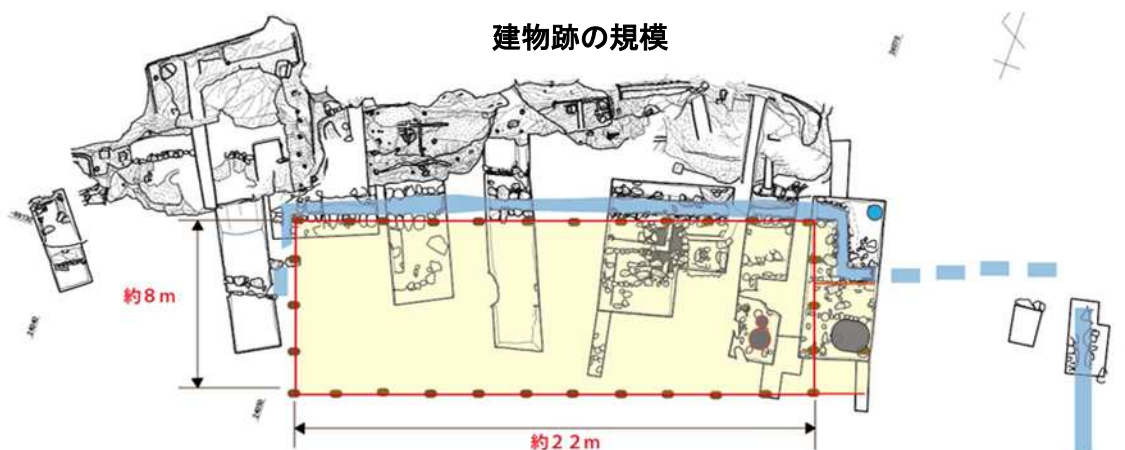
第 1 回審議会での質問事項への回答

- (1) 世界遺産石見銀山 令和 4 年度発掘調査(大谷地区)の成果について 別 添
- (2) 石見銀山総合情報発信事業について
- (3) 石見銀山パンフレットについて
- (4) 古文書所在確認調査について
- (5) 古代出雲歴史博物館来館者の状況について

(1) 世界遺産石見銀山 令和4年度発掘調査（大谷地区）の成果について

大谷地区は令和2年度から調査を開始し、4年度は最終年度として、建物周辺に巡らされた溝の性格の特定と製錬関連遺構の詳細確認を目的に調査を実施し、その主な成果としては以下のとおり。

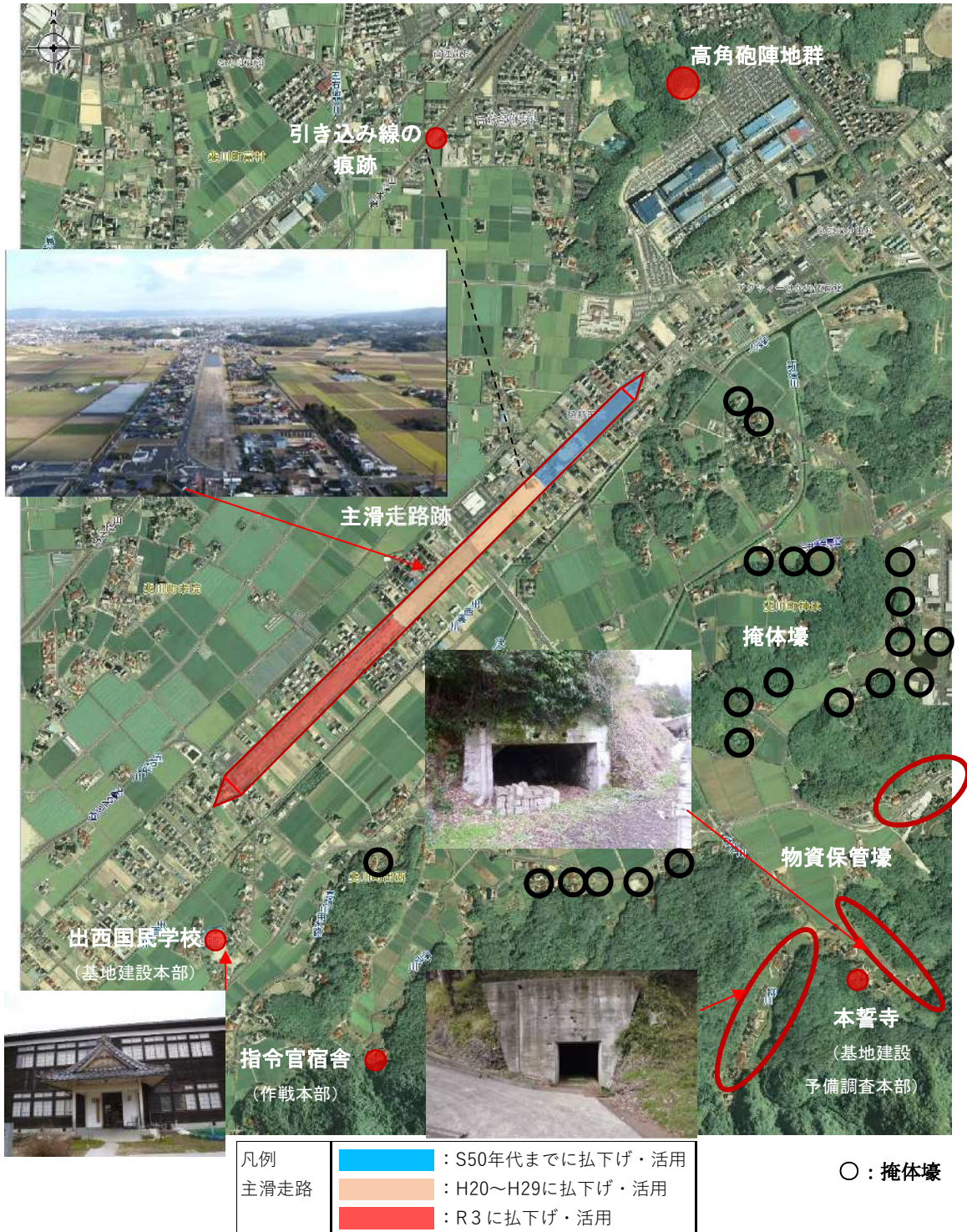
- ① 溝は銀山川に向かって下り勾配があることから、排水路として機能したと判断した。建物は製錬施設であることから、山側からの雨水の侵入を防いで敷地の除湿乾燥を保つ目的と考えられる。
- ② 製錬関連遺構については、焼土下で粘質の炭と灰が互層状に充填された箇所の堆積状況を部分的に確認した結果、銅を多く含んだ鉱石を製錬するための南蛮吹（南蛮絞り）の炉である可能性が示された。石見銀山では、絵図等に記されていたが発掘調査による実際の遺構の発見は初めてである。
- ③ 上記の遺構の状況と、文献史料から、この建物は、寛政元年（1789）の銀山町絵図に画かれた代官所直営の製錬施設である「御銀吹所」に該当すると考えられる。敷地は複数回にわたり拡大されており、江戸時代後半に操業したとみられる。また、明治10年にアメリカ人地質学者ライマンが石見銀山に来た時には、既に当所は操業していなかったことが記録されている。



旧海軍大社基地関連施設群に係る報告

1 旧海軍大社基地関連施設群 全体の概要

- (1) 設営時期等 1945年3月～6月 海軍双発爆撃機「銀河」40機配備
- (2) 主滑走路跡 長さ1,700m×幅120m
(コンクリート舗装範囲：長さ1,500m×幅60m)
- (3) 周辺施設等 応急離陸路、掩体壕、燃料庫、魚雷庫、爆弾庫、高角砲陣地群、兵舎、作戦本部等
- (4) 配 備 等 航空特攻兵器「桜花」の集積



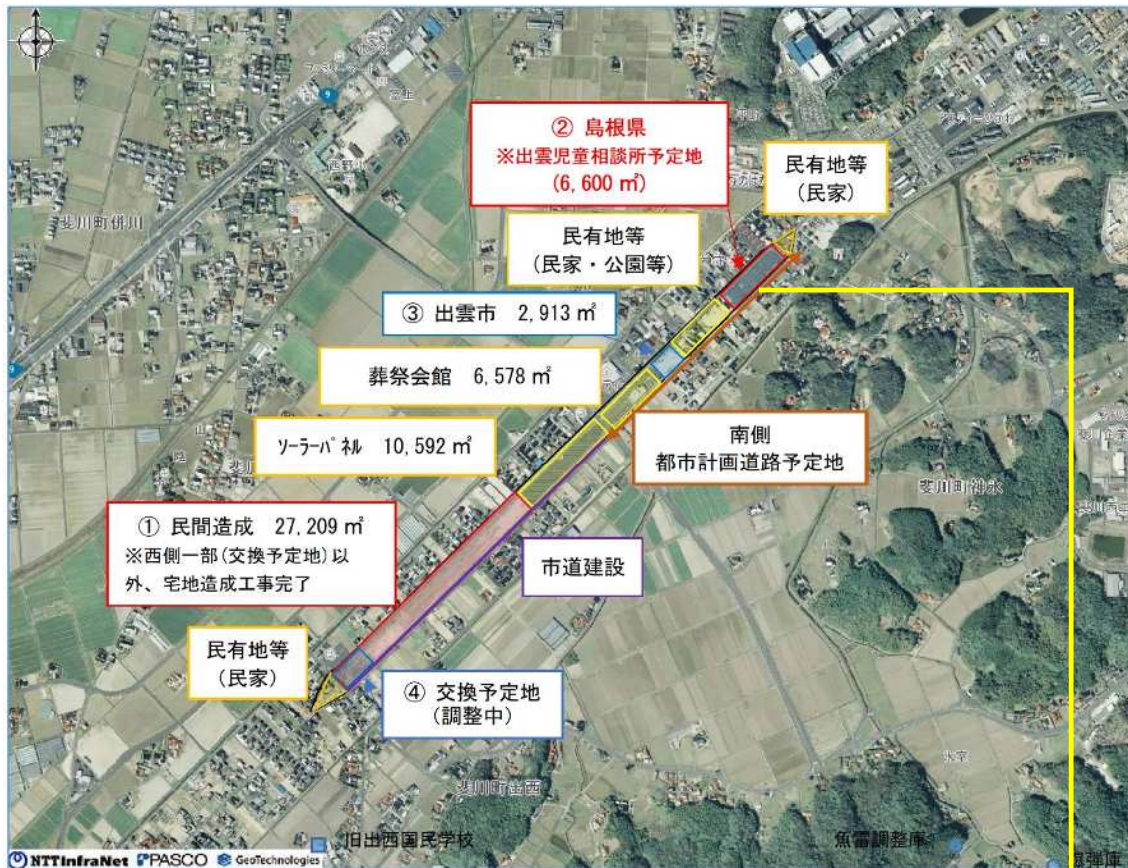
2 旧海軍大社基地関連施設群（主滑走路跡地）の経緯

(1) 島根県所有地

【住 所】 島根県出雲市斐川町神水字松崎 2894-5

【活用実績】 S 5 1～H 2 9（4 2 年間） 元交通機動隊簸川訓練場

【面 積】 約 6, 600 m²



旧海軍大社基地施設群 主滑走路跡 現況図（令和5年9月段階）



(2) 旧海軍大社基地関連施設群の主滑走路跡の現状



②島根県有地：出雲児童相談所移転候補地(S51～H29(42年間)交通機動隊簸川訓練場として活用)



③出雲市所有地



④民間所有地（※ ③出雲市所有地との交換予定地）

(3) 主滑走路跡地の沿革・要望・移転決定の経緯

民間造成地 ①（主な動き）		島根県有地 ②	
		S46. 4.16	国から所有権移転(交換取得)
R3.1.21	法人への売却発表（中国財務局）	S51～H29	交通機動隊簸川訓練場として使用
3.17	島根考古学会、島根史学会、戦後史会議・松江 3団体連名による「学術調査、文化財指定と保存に関する要望」	R3.3.1	用途廃止
4.15	3団体連名による質問・要望		
8.25	【県から3団体へ回答】 戦争遺跡の価値判断基準が定まっていないことを勘案し、県指定史跡として指定、保存する考えなし		
R3.9月議会	【教育長答弁】 価値判断基準が明確でなく、他県での文化財指定がない等の理由により、現時点で文化財としての保存を前提とした措置をとる必要なし	R3.9月	文化財課から財産管理担当部局へ確認し、県有地が含まれることを認識
10.16	3団体連名による再要望	R3年度	財産管理部局による活用への検討（活用を見込まれる部局への提示）
12.17	【県回答】 価値判断基準の見直しの検討を進める。国史跡の指定については、国の動向に対し出雲市と情報共有のうえ、必要な調整を行っていく	R3.12月	健康福祉部と文化財課で、当該地の状況について確認
R4.1.28	3団体連名による確認事項		
2.9	【出雲市】 3団体に対し、民間所有となった滑走路跡地について、購入する考えのないこと、国指定史跡を目指すことは困難であることを伝達	R4.2月	健康福祉部と県財産管理部局が移転候補地として検討を進めていくことを確認
3.11	【県回答】 滑走路跡地については、文化財保護法上の保護すべき文化財として取り扱わないという行政的な判断が既に行われているが、それ以外の周辺の関連施設に関しては、今後その保護のあり方の検討を行っていく		
		R3年度末	出雲児童相談所移転候補地として方針決定
R5.3月議会	【出雲市議会】 大社基地関連施設群の総合調査実施に向けた関連予算議決	R5.2月議会	【県議会】 R5年度当初予算（出雲児童相談所移転・新築事業）議決
		R5.4～7月	地元説明

民間造成地①（主な動き）		島根県有地②	
		R5.7月 ～R6.1月	基本設計
		R5.9.22	3団体連名による要望「大社基地主滑走路跡 東端付近の県有地の保存について」
		R5.11月 ～R6.2月	地質調査
R6～9	【出雲市】 大社基地関連施設群の総合調査	R6.2月 ～R7.1月	実施設計
		R6.6月 ～R7.3月	工損事前調査
		R7.4～7月	地元説明
		R7.8月 ～R9.1月	建設工事
		R9.4月	供用開始
		R9.6月 ～R10.1月	工損事後調査

【参考】

(1) 出雲市は、主滑走路跡地の一部を現地保存し、平和学習に活用することを表明済みであり、さらに、コンクリート舗装の状態が良いことから、民間造成地①のうちの最西端の民間所有地④と、出雲市有地③との交換に向けて調整中

(2) 出雲児童相談所移転の概要

① 現行の出雲児童相談所

〔所在地〕 出雲市小山町70

〔整備年月〕 昭和61年3月（築37年）

〔敷地面積〕 4,096㎡（管理棟、一時保護棟、グラウンド、駐車場等）

〔延床面積〕 843㎡

② 移転の理由

- ・一時保護所における児童の処遇環境の改善（男女混合処遇等の解消、個室、学習室等の環境改善等）
- ・管理棟及びグラウンド等の狭隘化解消（相談件数の増加に伴う相談室数不足、職員数増による執務スペース不足等）
- ・バイパス用地提供により、狭隘な敷地内での必要な機能を果たす施設整備が困難等

③ 候補地決定の理由

- ・静かな環境
- ・アクセスがよく、かつ、交通量が多い通りから離れていること
- ・隣地との距離が十分に確保できること（保護児童のプライバシー保護等）

3 取扱いに係る島根県の考え方

(1) 旧海軍大社基地関連施設群 主滑走路跡地に対する文化財保護法上の指定や保存について

- ・ 第二次世界大戦期における戦争遺跡の価値判断基準が明確でないこと、他県等でも文化財指定が進んでいないことにより、文化財保護法上の指定や保存に向けた措置をとる考えはない。

【参考】

- 1 令和3年8月25日 3団体（島根史学会、島根考古学会、戦後史会議・松江）からの保存要望に対する回答
 - ・ 「史跡指定に係る国や他の都道府県の状況を踏まえるとともに、第二次世界大戦期における戦争遺跡の価値判断基準が定まっていないことを勘案し、県指定史跡として、指定、保存する考えはありません。」
- 2 令和3年9月27日 県議会 教育長答弁
 - ・ 「文化財の取扱いに関しては、価値判断基準が明確でないこと、他県においても文化財指定が進んでいないこと等の理由により、県教育委員会としては、現時点では、当地を文化財として保存を前提とした措置をとる必要はないと判断しております。」

(2) 主滑走路跡地のうち、県有地（※②）について

- これまで議論の対象となった令和2年度に民間業者によって買い上げられた土地ではなく、昭和50年代までに開発され、他の民有地と同様、使用されてきた土地である。
- 令和3年度には、(1)のとおり、文化財保護法上の指定や保存に向けた措置をとることはしないと判断した。
- 全国的には、第二次世界大戦期の軍事関連施設の文化財指定が複数あるものの、県内では、後述の近代遺跡調査により所在等の状況が明らかになったばかりであり、現段階で、戦争遺跡の価値判断基準が明確となったとは言えず、令和3年度当時と状況は変わっていない。

(3) 県有地（※②）に係る今後の対応について

- 文化財保護法上の指定や保存に向けた措置をとる考えはないが、今年11月から実施される出雲児童相談所移転工事に向けた地質調査の結果を踏まえ、コンクリート舗装の残存が確認された場合には、県担当部局と協議しながら、児童生徒や地域の方々の平和学習での活用に向けて、記録保存のための調査など、対応を検討したい。

【参考】

- 主滑走路跡地に係る出雲市の対応
 - (1) 市有地（※③）に残存しているコンクリート舗装については、現地保存し、平和学習での活用を予定
 - (2) 主滑走路の最西端にあたる民間造成地（※④）との交換に向け調整中

(4) 今後の旧海軍大社基地関連施設群（主滑走路跡地を除く）の取扱いについて

- ・ 国においては、平成8年から全国的な近代遺跡の調査が実施され、その成果は平成14年以降、順次報告書にまとめられ刊行されてきているが、近年、今日的な課題として、現状を踏まえた近世・近代の遺跡の保護・活用のあり方について、改めて検討が進められている。
- ・ これまで県では、近代遺跡については、埋蔵文化財として取り扱う範囲を定めたほか、建造物の調査を実施したのみであった。
- ・ こうしたことから、県においても、令和4年度から「近代遺跡調査」を開始したところ。令和7年度にかけ調査を実施することとしており、調査後には、県内の戦争遺跡を含む近代遺跡に対し、一定の評価が付されるものと考えている。
- ・ この調査結果及び今後出雲市で実施される総合調査の結果を踏まえ、出雲市と協議しながら、旧海軍大社基地関連施設群の取扱いについて検討したい。

【参考】

- 1 県における近代遺跡に係る対応
 - (1) 平成13年6月「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準」策定
 - (2) 平成12～13年度「島根県近代化遺産（建造物等）総合調査」実施
- 2 近代遺跡調査
 - (1) 実施予定期間：令和4年度～令和7年度
 - (2) 調査指導委員会
 - ・ 近代史、建築史、考古学、土木史の専門家4名で構成
 - ・ 所在調査及び遺跡の評価等の検討、詳細調査が必要な遺跡の選択等
- 3 主滑走路跡地及び周辺施設について、出雲市は総合調査を実施予定
 - ・ 実施予定期間：令和6年度～令和9年度